

# 児童発達支援《療育支援》ご利用の流れ

春日部市立ふじ学園

## 1 ご利用にあたって

ご利用をご検討される方は、まずはお電話にてお問合せください。【☎ 048-754-4017】  
どのような支援をさせていただけるのか、お子様の状況もお聞かせいただき、お子様の支援内容（プログラムや日程）についてご相談させていただきたいと思っております。

●ふじ学園における児童発達支援（療育支援）は、3歳から就学前の児童を対象に、専門職【臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士】による個別又は少人数での訓練や指導を行います。  
※通園方法は、親子通所となります。

## 2-1 はじめて、児童発達支援をご利用の場合（通所受給者証をお持ちでない場合）

- ①お問い合わせいただいたのち、施設見学、相談
- ②市役所障がい者支援課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へお問い合わせいただき、必要書類（手帳をお持ちでない方は、かかりつけ医の診断書など）をご確認のうえ障害児通所給付費の支給申請をしてください。
- ③通所受給者証の交付、受領
- ④入園申込書を市役所障がい者支援課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出
- ⑤入園説明・利用契約（※）
- ⑥利用開始

## 2-2 通所受給者証をお持ちの場合

- ①お問い合わせいただいたのち、施設見学、相談
- ②入園申込書を市役所障がい者支援課又は庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出（通所受給者証の内容（支給量等）に変更がある場合は併せてご相談をお願いします。）
- ③入園説明・利用契約（※）
- ④利用開始

※入園説明の際、重要事項説明を行わせていただき、利用契約の手続きを行います。  
各書類に捺印をいただきますので、当日は以下のものを、持参してください。  
・印鑑・通所受給者証（契約支給量と契約内容の記載確認のため）

## 3 利用契約後（個別支援計画の作成等）

- ①児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成いたします。
- ②保護者の方に個別支援計画をご説明し、ご承認をいただきます。

## 4 利用開始

利用契約を完了し、個別支援計画のご承認をいただき次第、ご利用開始となります。

## 5 ご利用料金

通所受給者証に記載されている、負担上限月額以上の金額をいただくことはありませんが、別途、おやつ代や材料費等の実費をいただく場合があります。

### 【お支払い上限額】

- ・非課税世帯のご家庭・・・0円
- ・世帯所得約900万円までのご家庭・・・月額上限 4,600円
- ・世帯所得約900万円以上のご家庭・・・月額上限 37,200円